

移動系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

令和元年6月7日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(平成30年度)で定めた実施内容(抜粋)

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- (1) 二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認
- (2) 平成28年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、二種指定設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備について改めて状況を確認

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成30年度)」(平成30年8月28日)に基づき、**MVNO及び二種指定設備設置事業者**に対し、**調査等を実施**。

【調査の概要】

対象事業者	【MVNO】 18社から回答(SIMカード型契約数5万以上または再卸契約数10万以上のMVNO(二種指定設備設置事業者の特定関係法人であるMVNO8社を含む)) 【二種指定設備設置事業者】 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク
確認方法※	【MVNO】 個別書面調査を実施(平成31年3月5日から同月8日まで) 【二種指定設備設置事業者】 MVNOへの調査結果を踏まえ、確認を実施

※ 3-2(1)「グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無」のうちネットワーク利用の同等性関連の確認の一部は、二種指定設備設置事業者が総務省への届出の義務を課せられている卸電気通信役務の料金その他の提供条件の内容の確認によった。

3-2(1) グループ内外の電気通信事業者に対する 不当な差別的取扱いの有無(移動系通信関係)

- 二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認した。

確認内容	対応方針
<p>(ネットワーク利用の同等性関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、同等の音声卸料金、データ伝送交換機能の料金では他のMVNOでは提供が困難なものがあり、当該二種指定設備設置事業者によるグループ内優遇の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二種指定設備設置事業者は、卸電気通信役務^{※1}の一部について、料金その他の提供条件等の届出を義務づけられており^{※2}、総務省において当該届出の内容の確認を行っているところ、当該届出に基づき確認できる範囲では、MVNOへ提供しているデータ伝送交換機能の料金その他の提供条件等は、概ね接続約款に準拠するものであった。 ● 「モバイル市場の競争環境促進に関する研究会」において、データ伝送交換機能を含むMNOからMVNOへのネットワークの提供について、「まずはMNOの低廉な料金プラン及びMNOのグループ内のMVNOのプランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回るものであるか等について確認を行う」こととしている。 ● また同研究会において、MVNOがMNOから提供を受ける音声サービスの卸料金について、「音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行う」こととしている。 ● 今後、上記の確認や検証について、総務省において検討を進めていく。

※1 特定関係法人かつ5万回線以上の卸先又は50万回線以上の卸先に提供するもの。 ※2 電気通信事業法第38条の2、電気通信事業法施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2

確認内容	対応方針
<p>(販売支援関連※³)</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗展開や販売促進面において、二種指定設備設置事業者と関連MVNO間の連携が過度に行われている。 <p>(端末関連※³)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場シェアの高い端末について、メーカーから二種指定設備設置事業者に対してのみ提供されている場合がある。 二種指定設備設置事業者からの市場シェアの高い端末 (iPhone) の提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今般の個別書面調査において、MVNOからは、販売支援の要望が二種指定設備設置事業者により不当に拒否されたことが疑われる事例の報告はなかった。 昨年度の個別書面調査において、一部の二種指定設備設置事業者から、販売支援を要望するMVNOと協議を行っている旨の回答があったところ、現在も継続協議中との回答があった。 今後も総務省において協議状況を注視することが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> 今般の個別書面調査において、関連MVNOでないMVNOから、二種指定設備設置事業者に対して端末の提供の要望を行ったものの、提供を断られた事例 (1件) の報告があった。当該二種指定設備設置事業者からは、端末の提供に関する要望に対し、関連MVNOと関連でないMVNOで異なる扱いはしていない旨の回答があった。 平成30年度においても、新たに二種指定設備設置事業者の特定関係法人となったMVNOがiPhoneの取扱いを開始した事例も見られたことから、今後も、総務省において、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の端末の提供に関する協議・交渉等の状況を注視し、状況に応じて必要な対応を検討する。

※3 平成29年度調査において事業者の取組を注視するとした事項

3-2(2) 平成28年度の確認結果を踏まえた 制度整備に関する取組状況

- 平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備の概要は以下のとおり。
- 当該制度整備について、平成29年度調査においてMVNOからの意見を個別書面調査により聴取し状況の確認を行ったが、MNO各社の接続約款の改正が実施されて間もなかったことから、平成30年度調査においても改めてMVNOへの個別書面調査を行うことによって状況を確認した。

□ 制度整備の概要

改正対象	改正内容
A. 電気通信事業法施行規則	次の事項を接続約款への記載事項に追加 <ul style="list-style-type: none"> ① 標準的な役務利用管理システムの機能及び料金 ② SIMカードの種類ごとの機能 ③ 障害等に関する情報の接続事業者への通知責任 ④ いわゆる網改造料等の、案分方法を含む算定方法 次の事項を卸電気通信役務に関する届出事項に追加 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 役務利用管理システム及びSIMカードの機能、料金、提供条件
B. 第二種指定電気通信設備 接続料規則	データ伝送交換機能に以下の新たな区分及びそれぞれの単位を設ける <ul style="list-style-type: none"> ① ②③以外のもの（回線容量） ② 回線管理機能（回線数） ③ SIMカード（SIMカードの枚数）
C. 平成二十八年総務省告示第 百七号 （電気通信事業法施行規則 第二十三条の九の五第二項 の規定に基づき情報の開示 に関する事項を定める件）	次の事項について、接続を行う上で重要な事項であるとして、情報開示義務を追加 <ul style="list-style-type: none"> ① MNO網における障害情報の通知 ② 役務利用管理システム又はSIMカードへの機能追加又は変更の通知 ③ いわゆる網改造料の見込み額の公表 ④ 端末接続試験の標準的な料金を含む情報の開示 ⑤ 接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比
D. MVNOに係る電気通信事業 法及び電波法の適用関係に 関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ① 頻度の高い工事の工事当たりの単価を約款に記載すべき旨明確化 ② 役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報を早期に通知するよう努めるよう記載 ③ MVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOについて、MNOから得たふくそう、事故等に関する情報を速やかに卸先事業者へ情報提供するよう記載

※ ゴシック部分は平成29年度調査において事業者の取組を注視するとした事項

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(制度整備事項全般関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備に対してMVNOからは、事業予見可能性の向上や接続料等の透明性及び適正性向上に資する等との意見があった。 <p>(制度整備事項C-③関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 網改造料の見込み額について二種指定設備設置事業者各社のHPにて公表されている。 昨年度は「数百万円」という曖昧性のある記載となっている事業者も存在したが、現在は下表のとおり記載となっている。 <p>【MVNOからの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現が改善され、MVNOにおける予見可能性が向上した。 今後、5Gの導入等の状況変化があった場合においても予見可能性が担保されているかは注視が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備により、予見可能性向上の見地から、二種指定設備設置事業者において、アンバンドル機能の網改造料の見込み額を公表することとなった。 これを受けて実際に公表された網改造料の見込み額の幅は、昨年度の調査を踏まえ、下表のとおり表現が改善された。 これによって、MVNOにとっての予見可能性が向上したと考えられる。 なお、MVNOからの指摘のとおり、今後5Gの導入等の状況変化があった場合においても予見可能性が担保されることは重要であるため、総務省は、二種指定設備設置事業者における網改造料の見込み額の公表の状況を注視していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年総務省告示第107号

NTTドコモ		
◆前提条件		
<ul style="list-style-type: none"> 弊社と10Gインターフェースにて接続し、XiGTP接続利用機能を利用する場合 網改造料の算定に係る比率等は、法定耐用年数期間内を使用 		
項目	単位	料金
当社ネットワーク接続に係る装置機能の月額利用料	接続装置毎	約200万円
<small> * 上記料金額は、実際の装置の設置形態や接続構成等により、増減する場合があります。 * 上記以外の項目については、MVNO様からの具体的な要望に基づき、ご提示致します。 </small>		

KDDI		
内容	料金額	備考
L2接続 (LTE) に係る網改造料の見込み額	約2百万円	月額
<small> 1. L2接続用の回線は、10GbpsによるACT/SBYの冗長構成です。 2. 各種条件により、金額が異なる場合があります。 3. 網改造料の他、伝送路、LTE直取バケット接続機能、MVNO回線管理機能、業務支援システムの利用、auICカードの貸与等に係る費用が必要です。 </small>		

ソフトバンク	
機能名	見込みの料金額(1接続装置あたり月額)
直取バケット接続装置機能	約100万円
<small> ※10GbpsインタフェースによるACT/STBYの冗長構成での料金です。 ※各種条件により、料金額が異なる場合があります。 </small>	

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(制度整備事項C-③関連) 【MVNOからの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンバンドル機能についてだけでなく、開放を促進すべき機能等（例：HLR/HSS連携機能）についても見込額が明らかになるとMVNOにとっての予見可能性が向上する。 <p>【二種指定設備設置事業者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンバンドル機能以外の機能についてはMVNOの具体的な要望及びその詳細を聴取した上で負担額を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> アンバンドル機能以外の機能についても、その網改造料の見込額が明らかにされることは予見可能性向上の見地から望ましい。 開放を促進すべき機能は、事業者間協議の更なる促進を図るものとして設定されているものであり、このうちHLR/HSS連携機能については現在、NTTドコモがMVNOであるIJJに対して提供をしている状況である。 これについて、総務省では二種指定設備設置事業者に対し、当該機能の提供に関してMVNOからの要望により協議を行うに際しては、MVNOが負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該MVNOに対し書面により行うよう2018年に指導しているところ、当該指導を踏まえた二種指定設備設置事業者の対応について総務省は注視する。 また、アンバンドル機能、開放を促進すべき機能以外の機能に係る詳細や負担すべき金額については、事業者間協議による合意形成を尊重し、総務省は必要に応じてその協議状況を注視する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則第23条の9の3、第23条の9の5 平成28年総務省告示第107号

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(制度整備事項C-⑤関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」の情報開示請求の件数(二種指定設備設置事業者からの聞き取りによる)は下表のとおり。 <p>【MVNOからの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備によりMVNOにおける予見可能性が一定程度向上した。 開示された比率の情報の粒度が粗く(10%刻みでの開示など)、十分に予見性が確保されているとは言えない。 <p>【二種指定設備設置事業者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の粒度を細かく(1%刻みでの開示など)することは可能。2017年度接続料から対応を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該制度整備により、接続料の算定根拠の透明性を向上するために、「接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比」の情報開示が行われることとなった。 当該制度の運用の状況は下表のとおりであり、MVNOにとっての予見可能性が一定程度向上したと考えられる。 しかしながら、開示される情報の粒度が粗く、例えば10%刻みでのみの開示しか行われない場合は予見可能性が十分向上したとすることはできない。 これについて、二種指定設備設置事業者側では、情報の粒度を細かくするよう改善するとの意見表明があったところであり、総務省では、MVNOにとっての予見可能性が向上するか、状況を注視していく。 なお、過年度の接続料についても同等の粒度で開示を行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年総務省告示第107号

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2016年度接続料	13件	4件	3件
2017年度接続料	7件	5件	3件

確認内容	対応方針	(参考)関係法令等
<p>(制度整備事項A-③関連) 【MVNOからの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害に関する情報の通知が迅速化したことでユーザへの説明等が円滑化し、業務が改善された。 <p>(制度整備事項D-①関連) 【MVNOからの指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約帯域幅変更時の予見可能性が確保された。 契約帯域幅変更工事の受付から実施までの日数が長く、サービス提供を柔軟に行えない。 <p>【一部の二種指定設備設置事業者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付から実施までの期間は、作業員の確保や事前準備等に必要な日数を確保しているもの。 これまで累次に渡り、MVNOからの要望や工事实績を踏まえ工事の受付から実施までの期間の短縮を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者各社の契約帯域幅変更工事の受付から実施までの日数は下表のとおり。 一部の二種指定設備設置事業者においては、工事の受付から実施までの期間を短縮する取組が進んでいるところ、総務省ではこうした取組の実施によりMVNOの事業環境が更に改善されるか注視する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則第23条の9の5 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
工事の発注期限	■ 工事日※1の10営業日前後	■ 工事日※2の12営業日前	■ 工事日※3が属する月の前月20日
変更後帯域幅の通知期限	■ 工事日※1の10営業日前後	■ 工事日※2の7営業日前	■ 工事日※3の7営業日前

※1 MVNOの要望に基づき工事日を設定。 ※2 作業効率化等のため月3回の工事日を設定。MVNOに半期分の設定日を事前通知。

※3 作業効率化等のため毎月第一及び第三水曜日を工事日に設定。